

## 議案第6号

愛西市地域包括支援センターの職員に係る基準等を定める条例  
の制定について

愛西市地域包括支援センターの職員に係る基準等を定める条例を別紙のよ  
うに定めるものとする。

平成27年2月26日提出

愛西市長 日 永 貴 章

### 提案理由

この案を提出するのは、「地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推  
進を図るための関係法律の整備に関する法律」（平成25年法律第44号）  
の施行に伴い、新たに条例を制定する必要があるからである。

## 愛西市条例第6号

### 愛西市地域包括支援センターの職員に係る基準等を定める条例

(趣旨)

第1条 この条例は、介護保険法（平成9年法律第123号。以下「法」という。）第115条の46第4項の規定に基づき、地域包括支援センターの職員に係る基準、当該職員の員数に関する基準等について定めるものとする。

(地域包括支援センターの職員に係る基準及び当該職員の員数に関する基準)

第2条 法第115条の46第4項に規定する条例で定める地域包括支援センターの職員に係る基準及び当該職員の員数に関する基準については、介護保険法施行規則（平成11年厚生省令第36号）第140条の66第1号に定めるとおりとする。

(地域包括支援センターの職員に係る基準及び当該職員の員数以外の事項に関する基準)

第3条 法第115条の46第4項に規定する条例で定める地域包括支援センターの職員に係る基準及び当該職員の員数以外の事項に関する基準については、介護保険法施行規則第140条の66第2号に定めるとおりとする。

(委任)

第4条 この条例に定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、市長が定める。

附 則

この条例は、平成27年4月1日から施行する。